

都市計画決定線の境界確認の手続きについて

1 都市計画決定線の境界確認とは

建築確認申請、開発許可申請等にあたり、都市計画決定されている都市施設（都市計画道路・公園・緑地等）又は地域地区・区域区分（用途地域、市街化区域等）の境界を確認したい場合に、提出していただいた申請図に都市計画決定の境界線を記入します。

2 必要書類

必要図書		提出にあたっての注意事項等	部数
都市計画境界線指示願 (様式1)		<ul style="list-style-type: none"> ・窓口で配布しています。 ・ホームページでもダウンロードできます。 ・記入例を参考に記入願います。 	1
位置図（案内図）		<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画図*1等（縮尺 1/2500 程度）に所在地（申請箇所）を朱書きで明示してください。 *1 都市計画図は窓口で貸出しを行っています。 	1
申請図	公図写し	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図原本の写し（原本からコピーしたもの）を提出してください。 ※ 国土調査未完了等の区域で公図がない場合は、次に示す図面のいずれかを提出してください。 	2
	法務局備付けの地籍測量図 又は 実測した測量図	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局備付けの地積測量図がある場合には地積測量図を提出してください。 ※ 地積測量図がない場合には実測した測量図も可とします。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ◎いずれの申請図も、日本測地系又は世界測地系の座標が明確なものを提出してください。 ◎いずれの申請図も添付いただけない場合には指示いたしかねますのでご了承ください。 ◎インターネットや FAX 等で入手したことにより縮尺がずれたもの、コピーにより歪んだもの、印刷が不鮮明なもの等は受け付けることができませんのでご了承ください。 		

3 手続期間

おおむね**3~4日**程度（土、日、祝祭日を除く。）

※郵送による返却を希望の場合には、返信用の封書（切手貼付済）の準備をお願いします。
ゆうメール、ゆうパック、宅配便、メール便等による着払いでの送付は行っておりません。

※ご不明な点がございましたら、福島市都市政策部都市計画課（024-525-3761）までお問い合わせください。